

令和8年度 門川町放課後児童クラブ 利用のしおり

このしおりには、児童クラブ入会及び利用にかかわる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。
また、大切に保管してください。

◀ もくじ ▶

- 1. 児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2. 児童クラブ入会申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
- 3. 利用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 4. 各種届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
- 5. 災害や感染症発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
- 6. 児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
- ★ 必ずお読みください ★・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ



1. 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病、介護等により昼間家庭で面倒を見ることができない小学校就学児童を対象とした事業です。放課後や週末などにおいて、児童が安心して生活できる居場所を確保し、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

(2) 対象児童

門川町内の小学校に在学する１年生から６年生までの児童です。

※ 学校を休んだ場合は、利用できません。

(3) 利用時間

授業のある日 放 課 後～１８：００（特別校時（始業式・終業式等）の場合も開所）

授業のない日 ７：３０～１８：００（土曜日、振替休日、長期休み期間 等）

(4) 送迎について

授業のある日は、直接児童クラブへ下校します。学校から児童クラブまでの道のりを児童と確認しておいてください。

授業がある日のお迎え・授業がない日の送迎は、保護者が行います。



※ 児童単独での来所や帰宅、習い事等への送り出しは、認められません。また、高学年の児童の下校時間に合わせて児童クラブから帰宅することは認められません。

※ 送迎の際に、エンジンをつけたまま車から離れることや、車中に乳幼児のお子さんを残したまま長時間離れることが無いようにお願いします。

※ 開所前・閉所後に発生した事故等については一切、責任を負いません。

(5) 休業日

- ・ 日曜日 ・ 祝祭日 ・ 年末年始（１２月２９日～１月３日）
- ・ 災害等により休校となった日 ・ 町長が特に認める日

(6) 入会解除について

次のような場合は、入会の解除をすることがありますので、ご了承ください。

- ① 利用料の納入を２か月以上滞納したとき。
- ② 加入児童が無断で１ヶ月以上児童クラブに出席しないとき。
- ③ 児童クラブの規則などを守らないとき。

④ 支援員の指示に従わないとき。

※ 利用児童が支援員の指導に応じず、他児童の安全が確保できない場合は、退会となる場合がありますので、ご家庭でのご指導をお願いします。

⑤ 児童クラブの目的に該当しなくなったとき。

※ 育児休暇を取得する場合やお仕事を辞めた場合など、保護者が児童を見られるようになった場合。(退会届の提出が必要です。)

2. 児童クラブ入会申請手続き

現在利用している場合でも、毎年申請が必要です。

(1) 申請受付期間と受付場所

① 現在児童クラブに入会している児童の申請受付

受付期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)(日・祝除く)
書類配布・ 受付場所	各児童クラブ ※ きょうだいで新規入会児童がいる場合は、役場こども課へ提出してください。 ※ 受付期間以降に提出する場合は、役場こども課までお願いします。また、 <u>受付期間以降の提出は入会の優先順位が下がりますのでご注意ください。</u>
受付時間	各児童クラブにお問い合わせください。

② 新規入会申込み児童の申請受付

受付期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)(土・日・祝除く)
書類配布・ 受付場所	門川町役場 こども課 ※ 書類配布は、10月27日(月)よりこども課にて行います。 ※ <u>受付期間以降の提出は入会の優先順位が下がりますのでご注意ください。</u>
受付時間	午前の部： 8時30分～12時00分 午後の部： 13時00分～17時00分

(2) 提出書類

次の①～②及びその他該当する書類（③～⑦）をご提出ください。

		対象者	提出書類
全員提出	①	全員	『児童クラブ加入申請書』 ※ １枚にきょうだい２人までご記入いただけます。
	②	全員	『確認表』 ※ 児童１人につき１枚の提出が必要です。
就労中	③	就労中の保護者	『就労証明書』 ※ 就労中の <u>保護者全員分</u> が必要です。 ※ 自営業の方は、 <u>座版の押印</u> （ない場合は、開業届や確定申告の写し等）が必要です。
就労中以外	④	就学中（予定）の保護者	在学証明書等、在学期間が確認できるものの写し
	⑤	出産予定の保護者	『保育を必要とする申立書』 ※ 母子健康手帳（表紙及び出産予定日がわかるページ）の写しを添付してください。（就労している場合も提出が必要です。）
	⑥	疾病・障がい等で入院・居宅療養中の保護者	『保育を必要とする申立書』 ※ 診断書、身障者手帳、療育手帳等の写し等、申立書に記載の必要書類を添付してください。
減免	⑦	利用料減免対象者 （生活保護受給者・児童扶養手当受給者など）	『児童クラブ利用料減額（免除）申請書』 ※ 詳細は、「3.利用料 (3)利用料の減額・免除」をご確認ください。

【提出書類に関する注意事項】

- ◆ 書類は必ず黒の消えないボールペンでご記入ください。（パソコンでの入力可）
- ◆ 申請に当たっては、申請書に沿って児童の状況や保護者の就労状況等を確認させていただくことがありますので、保護者や申請に関する状況のわかる方が持参してください。
- ◆ 入会申請に係る申請書等は、郵送での提出は受け付けておりません。町外からの転入予定者など、窓口での申請が困難な方についてはこども課へご相談ください。

3. 利用料

(1) 基本利用料

通常月（8月を除く月）：4,000円 8月：6,000円

- ※ 児童ひとりあたりの月額です。
 - ※ 長期休みのみの登録など、登録内容により利用料は異なります。
 - ※ 毎月1日の登録内容により、その月の利用料が決定します。
 - ※ 利用料と別に、活動費やおやつ代がかかります。
- （児童クラブによって異なります。詳細は児童クラブにお問い合わせください。）

(2) 年度途中の加入・退会の場合

年度途中で加入・退会をする場合、加入決定期間の初日・加入措置解除日の属する月の在籍日数に応じて利用料が減額となります。

在籍日数	8月を除く月	8月
月の3分の2以上	4,000円	6,000円
月の3分の1以上3分の2未満	2,500円	4,000円
月の3分の1未満（土曜日のみ在籍を含む）	1,500円	2,000円

- ※ 上記の規定は、在籍日数の基づくものであり、実際の利用日数ではありません。
- ※ 登録変更の場合は、日割り計算はありません。
- ※ 退会・登録変更をする場合は、役場こども課までご連絡ください。

(3) 利用料の減額・免除

減免を受けるには、毎年必ず「児童クラブ利用料減額（免除）申請書」の提出が必要で、申請した月から適用となります。

年度途中で対象者となった場合も申請書を提出してください。

対象者	減免内容
生活保護受給者	全額免除
就学援助受給者	半額免除
児童扶養手当・ひとり親家庭医療受給者	

- ※ 就学援助認定までに時間を要するため、認定状況が確認できるまでの期間は全額負担となります。就学援助認定後、「児童クラブ利用料減額（免除）申請書」を提出してください。
- 申請した月から半額徴収となり、既納入分は半額を返金します。

(4) 納付方法

現在検討中です。決定次第、通知いたします。

4. 各種届出について

次のような場合は、必ずこども課または児童クラブへ速やかに届出を提出してください。

届出内容	届出書類
退会するとき	『児童クラブ退会届』 ※ 利用料は、記入した退会期日の属する月まで発生し、その翌月から発生しません。 <u>退会期日の月末までに必ず提出してください。</u>
登録内容を変更するとき	『放課後児童クラブ利用登録変更届』 ※ 利用料に変更がある場合、申請した月の翌月から適用となります。変更したい月の <u>前月末までに提出してください。</u>
勤務先が変わったとき 勤務形態が変わったとき 就労期限が切れたとき	『就労証明書』 ※ 更新分の証明書の提出がない場合、入会の解除をする場合があります。 ※ 就労・就学の期限が切れる方に対して、その都度案内等はいきませんので、各自管理をお願いします。
勤務先を辞めたとき	『児童クラブ退会届』 ※ 求職活動中の利用はできません。 ※ 職業訓練校に通う場合は利用可能です。在学証明書等、在学期間がわかるものの写しを提出してください。
産休に入るとき	『保育を必要とする申立書』と母子健康手帳の写し ※ 児童クラブは、産前産後8週の属する月末まで利用可能です。 ※ 育児休暇中は、利用できません。(退会届の提出が必要です。)

※ 退会・登録内容変更について、期日までに届を提出することが困難な場合は、こども課までご連絡ください。

5. 災害や感染症発生時の対応

台風等の災害時や、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの集団感染などが起こった場合、児童クラブが閉所となることがあります。

緊急に児童クラブが閉所になる場合がありますので、児童の安全を守るため、緊急時における対応についてご家族で話し合い、確認をお願いします。また、保護者の方は緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。

(1) 災害発生時

台風・大雨等の災害時に臨時休校が決定した場合、学校から保護者へ連絡があります。休校が決定した場合の対応は次のとおりです。

児童のいる場所		対応
学校	児童クラブ開所前に決定した場合	児童クラブは開所せず、児童クラブの児童については学校が保護者に連絡します。
	児童クラブ開所後、児童が下校前に決定した場合	児童クラブは中止し、児童クラブの児童については学校が保護者に連絡します。
児童クラブ	児童クラブ開所後、児童が下校後に決定した場合	児童クラブが、保護者のお迎えまで預かります。
自宅	学校が事前に臨時休校の判断をした場合	児童クラブは閉所します。

(2) 感染症等の集団感染発生時

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等により学級閉鎖となった場合、学級閉鎖の期間、学級閉鎖となったクラスの児童は、児童クラブを利用できません。

また、学校全体が臨時休校となった場合、臨時休校の期間は児童クラブを閉所します。

なお、学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準に掲載されている感染症にかかっている児童は、児童クラブを利用できません。主なものは次の通りです。利用できない期間については、学校の出席停止の取り扱いに準じます。

- ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下膜炎 ・風しん
- ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・新型コロナウイルス感染症 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・その他、医師が必要と認める感染症

6. 児童クラブ一覧

実施主体	門川町役場 こども課 保育係 ☎ 0982-63-1140（内線2136）
------	---------------------------------------

対象児童	児童クラブ名	開設場所	支援の単位	合計定員
門川小学校児童	門川児童クラブ	門川小学校内	2単位	80人
五十鈴小学校児童	五十鈴児童クラブ	五十鈴小学校内	1単位	40人
草川小学校児童	草川児童クラブ	草川小学校内	1単位	30人
	草川保育園児童クラブ	草川保育園内	1単位	30人

★ 必ずお読みください ★

- ◇ 児童クラブを欠席する場合は、必ず、児童クラブへ連絡をしてください。
- ◇ 保護者の方は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ◇ 開所時間内に送迎ができない場合は、利用をお断りすることがあります。
祖父母の方などの協力を得るか、ファミリー・サポート・センター（有料。事前に会員登録が必要）などの制度を利用し、開設時間内での送迎をお願いします。
- ◇ 就労期限等が切れる場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。提出がない場合は、入会を解除することがあります。
また、利用料を滞納した場合や児童クラブの規則に反する場合も同様の対応といたします。
- ◇ おやつ等を提供している児童クラブに入会している児童で、食物アレルギーのある児童については、児童の安全確保のため、原則として、持参をお願いします。あわせて、児童クラブと十分な確認をお願いします。
- ◇ 児童クラブは、保護者が就労などで家庭にいない児童が対象となっています。
お仕事がお休みのとき、児童の下校時に就労が終わっているとき、児童を見られる方がいらっしゃるときなどは利用できません。児童クラブの利用を控え、家族で過ごす時間としてください。

児童クラブは、学校施設や保育園を
利用して実施しています。
マナーを守って利用しましょう♪

